

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和 8 年山形県教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、小関委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④議 事

<教 育 長>

これより議事に入ります。

議第 1 号「令和 9 年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

議 1－2 を御覧ください。昨年度からの変更点について、御説明申し上げます。まず、全日制の課程において上山明新館高等学校で、設置学科の名称が食料生産科から園芸食品科に変更となります。定員は 40 名までで変更はございません。

次に定時制の課程において、新庄志誠館高等学校の定時制が夜間から昼間の定時制に変更となります。定員は 40 名で変更ありません。

次に、議 1－3 を御覧ください。県立高等学校の入学者定員全体については、定員の増減がないことから、前年度と同じく全日制の課程は合計 6,240 名、定時制の課程は 280 名、全日制と定時制を合計して 6,520 名としています。

山形市立商業高等学校を加えた令和 9 年度の本県公立高等学校の入学生定員は、前年度と同じく全日制で 6,520 名、定時制は 280 名の合計で 6,800 名です。なお、東桜学館高等学校及び致道館高等学校については、定員に併設型の中学校からの入学者数を含むものとしています。

次に議 1－4 を御覧ください。山形県立特別支援学校の高等部については、昨年度から変更はありません。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

＜各 委 員＞	異議なし。
＜教 育 長＞	御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。
＜教 育 長＞	次に、議第 2 号「令和 10 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。
＜高校教育課長＞	議 2－2 を御覧ください。令和 10 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針においては、前年度から大きく変更する事項はございません。前期（特色）選抜の検査については、5（1）の令和 10 年 1 月 18 日（火）、又は（2）の令和 10 年 2 月 2 日（水）のいずれかを、各高等学校が選択することになります。後期（一般）選抜の学力検査については 6（1）令和 10 年 3 月 7 日（火）に本検査、（2）令和 10 年 3 月 12 日（日）に追検査を行うこととしました。合格者の発表は令和 10 年 3 月 17 日（金）となります。
＜教 育 長＞	ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
＜教 育 長＞	なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
＜各 委 員＞	異議なし。
＜教 育 長＞	御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。
＜教 育 長＞	次に、議第 3 号「山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。
＜生涯教育・学習振興課長＞	<p>議 3－1 を御覧ください。お諮りします案件は、山形県朝日少年自然の家に平成 28 年 4 月から導入している指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理を行うため、次期指定管理者の募集について提案するものです。当該施設の指定管理者の募集については、5 月定例会でも御可決いただき、募集を行いました。募集期間中に事業者からの申込はありませんでしたので、あらためて募集を行うものです。</p> <p>再募集に当たっては、現行の指定管理者と施設管理の課題等について意見交換を行うなど、申込がなかった要因について分析を行いました。その結果、人口減少や高齢化を背景に、人員の確保が非常に困難になっていること、人件費の増加が見込まれること、昨今の社会情勢の変化に伴う急激な物価高騰等により、委託経費や光熱費等の上昇が見込まれ、先の見通しを立てることが非常に困難になっている中、指定期間が長期にわたり、事業運営上のリスクが高いことなどが主な要因と分析しています。そこで、今回の募集に当たっては、指定期間と指定管理料を見直しました。</p> <p>募集要項について御説明しますと、指定期間は前回、5 年間を想定し</p>

ていましたが、長期間のリスクを軽減する目的で3年間に短縮しています。申請に必要な資格については、総務部が全庁的に示しているガイドラインに沿った内容としています。施設の設置目的は、団体宿泊訓練としての研修会や野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図ることです。近年、地震・災害が多く発生する中で、非日常的な体験が、災害発生時に役立つ力を育てることとなると考えております。

利用時間及び休館日は前回の説明の通りです。延べ利用人数については、児童生徒の減少に加えて、利用日数が短期化していることもあり、コロナ禍よりも回復の傾向はあるものの、減少傾向にあります。なお、現在の管理運営体制については、指定管理者が株式会社ヤマコーとなっています。指定管理者が行う業務は、設備の維持管理・運営業務及び利用者への指導業務となっています。指定管理料は、前回5年間で2億2,127万5千円を上限としていましたが、今回、期間を3年間に短縮しましたので、総額1億4,586万2千円と設定しています。これは、現行の指定管理者の意見も参考に、積算を見直したものになります。

最後にスケジュールについてですが、本日、御可決いただきましたあとは、10月19日に開催予定の募集要項審査委員会の審査を経て、11月から12月にかけて約1か月の募集期間を予定しており、その後、12月に選定審査委員会で審査を受け、その結果を踏まえ、12月下旬頃に候補者を選定・公表する予定となっています。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

現在の指定管理者も前回の条件では応募が厳しかったのでしょうか。

<生涯教育・学習振興課長>

前回は応募がなかったのでそういうことだと思います。現行の指定管理者には、どのようなことが課題となっているかを聞取りした上で、募集条件を改善しました。

<教 育 長>

ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第4号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長>

議4-1を御覧ください。提案理由にあるとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、報告書を作成し、県議会に提出するとともに公表することとされているため、お諮りするものです。

次に、議４－２を御覧ください。点検・評価の対象は、令和７年度に教育委員会が重点的に取り組んだ事務事業が対象となっております。学識経験者の知見の活用については、９月２日に行われた第７次山形県教育振興計画推進委員会において、御意見を伺ったところです。また、その際、出席いただいた教育委員の皆様からも貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。スケジュールについては、本日、御可決いただきましたら、１０月に県議会に提出するとともに県のホームページで公表することとしております。

議４－３を御覧ください。点検及び評価報告書の案です。

議４－４「目次」を御覧ください。報告書の構成につきましては、第１部が「教育委員会の活動状況」、第２部が「教育委員会の事務の点検・評価」となっています。

議４－５から議４－７については、第１部として、定例教育委員会、教育懇談会、教育委員協議会、総合教育会議の開催状況について整理しています。

議４－８では、第２部として、７教振に基づき重点的に取り組んだ事務事業の実施状況や評価等を整理しています。構成としては、７教振の基本方針とアクションの主要施策ごとに、表の左から「目標指標、令和７年度の目標値」、「事業実施状況」、「達成状況と評価」、「今後の対応・改善点等」と整理しています。

議４－３５を御覧ください。目標指標の達成状況の概要を御説明いたします。全４２項目の目標指標を設定していますが、このうち「達成」が１１、「概ね達成」が９、「未達成」が１８となっております。

次に、７教振の８つのアクションに沿って、主なものを御説明します。

議４－１１を御覧ください。はじめに、目標⑨「全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数」については、小・中学校の全ての教科で全国平均を下回りました。

次に、議４－１２を御覧ください。目標⑩「自分と違う意見について考えるのは楽しい」については、小・中学校ともに昨年度より減少しておりますが、目標値を達成しています。

次に、議４－１７を御覧ください。目標⑱「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合」は、昨年度より減少し、目標値に達していません。背景としては、調査対象の児童生徒が低学年の時にコロナ禍であり、地域活動の経験が少なかったことが要因の１つと考えられます。

次に、議４－２２を御覧ください。目標㉕「不登校児童生徒のうち、学校や学校外の機関等とつながりを持っている児童生徒の割合」は１００％に近い値となっております。

次に、議４－２５を御覧ください。目標㉓「運動・スポーツが「好き」な児童生徒の割合」は、目標値には至らず、８８．０パーセントとなっています。小・中学校男子の９０パーセント以上が「好き」と回答している一方、小・中学校女子の割合が低く、特に中学校女子の割合が８０パーセントを下回っております。女子は、男子と比較して、運動やスポー

ツに対する興味関心が低い傾向があることが要因に挙げられます。

次に、議４－28 を御覧ください。目標③④「授業において、ＰＣ・タブレット等のＩＣＴ機器をほぼ毎日使用している小中学校の割合」は、前年度より小学校は増加、中学校は減少しましたが、目標値は達成しております。

次に、議４－30 を御覧ください。目標③⑧「半期における時間外在校等時間の月平均が 80 時間を超える教員数」については、第Ⅰ期働き方改革プランの令和２年度における 267 人から約 43 パーセント減の 151 人となったものの、目標値に達していません。

次に、議４－33 を御覧ください。目標④⑨「教育活動に協力するパートナーシップ推進事業に登録した企業の数」は 118 であり、募集期間が短かったことで目標値に達していません。令和８年８月末時点では 148 と、令和７年度目標の 98.7 パーセントとなっています。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<和 田 委 員>

学力調査の結果はあまり良くありませんでしたが、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合は全国平均を大きく上回っており、伸びしろが大きいのではないかと思います。幸せを感じながら本県で暮らしていくということも 1 つの大きな目標だと思います。

<教育政策課長>

どうしても学力の結果が目立ってしましますが、他の視点も踏まえながら施策を進めていきたいと思っています。

<小 関 委 員>

学力調査の結果は目安として捉えるのが良いと思います。単純な学力調査の結果にこだわりすぎると、教員の負担増加につながると思います。

重要なことはウェルビーイング、より良く生きることだと思います。東京大学の学生でも将来やりたいことが見つからないという人がいると聞きます。勉強を一生懸命やって、人生の目標を見つけられないのは悲しいことです。社会問題に対しての自分なりのアプローチ方法を理解することがウェルビーイングにつながると思います。

<丹 治 委 員>

不登校児童生徒のうち、学校や学校外の機関等のつながりを持っている児童生徒の割合は、ほぼ 100 パーセントで目標達成となっていますが、学校側がフリースクール等の機関との関係をどのように考えているのですか。

<教 育 長>

基本的には、学校を楽しく安心して学べる場とすることを目指しています。どうしても馴染めずに不登校となった児童生徒に対して、絶対に学校に戻さなければいけないという立場はとっていません。

<丹 治 委 員>

とある中学生と話をした際に「学校に行く意味がわからない」と言わ

れました。不登校の児童生徒の中には「行けない」ではなく自分で「行かない」という判断をした児童生徒もいるのではないかと思います。

<教 育 長>

ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次の議第5号は人事に関する案件であり、議第6号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第5号及び議第6号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<教 育 長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。